

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(総則)

項目	分類	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例案(大阪府作成案)	八尾市の方針・考え方
趣旨	—	この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第一項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	
定義	—	この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。	
基本理念	参酌すべき基準	この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満三歳に満たない児童に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の児童について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
基準の向上	参酌すべき基準	市長は、法第八条第四項に規定する〇〇市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
	参酌すべき基準	2 市長は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。	
家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。	
	参酌すべき基準	2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。	
家庭的保育事業者等の一般原則	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	
	参酌すべき基準	2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	参酌すべき基準	3 家庭的保育事業者等は、自らその行う教育及び保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	参酌すべき基準	4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	
	参酌すべき基準	5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

	参酌すべき基準	6 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
保育所等との連携	従うべき基準	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでなく、 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十三条第一項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	
非常災害対策	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。	
	参酌すべき基準	2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月一回行わなければならない。	
職員の一般的要件	参酌すべき基準	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。	
職員の知識及び技能の向上等	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	参酌すべき基準	2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準	従うべき基準	家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等とを併せて設置する場合は、必要に応じて当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

差別的取扱いの禁止	従うべき基準	家庭的保育事業者等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	
虐待等の禁止	従うべき基準	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
懲戒に係る権限の濫用の禁止	従うべき基準	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	
衛生管理等	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	
	参酌すべき基準	2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、当該家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
	参酌すべき基準	3 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	
	参酌すべき基準	4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	
	参酌すべき基準	5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	
食事	従うべき基準	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対し、当該家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。)内で調理する方法(第十一条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により、食事を提供しなければならない。	
	従うべき基準	2 家庭的保育事業者等において、利用乳幼児に食事を提供するに当たっては、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	
	従うべき基準	3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	
	従うべき基準	4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	
	従うべき基準	5 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

食事の提供の特例	従うべき基準	<p>次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。この条において同じ)は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。)に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	
	従うべき基準	<p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>一 連携施設</p> <p>二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>三 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う場合に限る。)</p>	
利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌すべき基準	<p>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、及び少なくとも一年に二回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に定める健康診断に準じて行わなければならない。</p>	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

	参酌すべき基準	2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	
	参酌すべき基準	3 第一項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。)又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第二十四条第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)に勧告しなければならない。	
	参酌すべき基準	4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断の実施に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。	
規程	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	
台帳等の整備	参酌すべき基準	家庭的保育事業所等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかななければならない。	
秘密保持等	従うべき基準	家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	従うべき基準	2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

苦情への対応	参酌すべき基準	家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	参酌すべき基準	2 家庭的保育事業者等は、その行った保育について、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	

(家庭的保育事業)

設備の基準	従うべき基準	家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。	
	参酌すべき基準	一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。	
	参酌すべき基準	二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。	
	参酌すべき基準	三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。	
	従うべき基準	四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。	
	参酌すべき基準	五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。	
	参酌すべき基準	六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。	
	参酌すべき基準	七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	
職員	従うべき基準	家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 一 調理業務の全部を委託する場合 二 第十七条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合	
	従うべき基準	2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

	従うべき基準	3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十五条第二項において同じ。)とともに保育する場合には、五人以下とする。	
保育時間	参酌すべき基準	家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十七条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。	
保育の内容	従うべき基準	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
保護者との連絡	参酌すべき基準	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

(小規模保育事業)

小規模保育事業の区分	従うべき基準	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	
設備の基準	従うべき基準	小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。	
	従うべき基準	一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	
	参酌すべき基準	二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	
	参酌すべき基準	三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	
	従うべき基準	四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。	
	参酌すべき基準	五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	
	参酌すべき基準	六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

参酌すべき
基準

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものでイ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

		<p>ハ ロの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられて</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。)でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条の三第一項の防災性能を与えるための処理をいう。)が施されていること。</p>	
職員	従うべき基準	小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十七条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	
	従うべき基準	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>	
	従うべき基準	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	
準用	従うべき基準	第二十五条から第二十七条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十五条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十七条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第三十一条において準用する次条及び第二十七条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第二十六条及び第二十七条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

職員	従うべき基準	小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十七条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。
	従うべき基準	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
	従うべき基準	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
準用	従うべき基準	第二十五条から第二十七条まで及び第二十九条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十五条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十七条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第三十三条において準用する次条及び第二十七条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第二十六条及び第二十七条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第二十九条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、第二十九条第一項第四号中「次号」とあるのは「第三十三条において準用する次号」とする。
設備の基準	従うべき基準	小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
	従うべき基準	一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
	参酌すべき基準	二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
	参酌すべき基準	三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
	従うべき基準	四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
	参酌すべき基準	五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
	参酌すべき基準	六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

	参酌すべき基準	七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十九条第一項第七号に掲げる要件に該当するものであること。	
職員	従うべき基準	小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十七条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる	
	従うべき基準	2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。	
利用定員	従うべき基準	小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。	
準用	従うべき基準	第二十五条から第二十七条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十五条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十七条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第三十七条において準用する次条及び第二十七条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第二十六条及び第二十七条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。	

(居宅訪問型保育事業)

居宅訪問型保育事業	従うべき基準	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育 四 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 五 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育	
設備及び備品	参酌すべき基準	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
職員	従うべき基準	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

居宅訪問型保育連携施設	従うべき基準	居宅訪問型保育事業者は、第三十八条第一項第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	
準用	従うべき基準	第二十五条から第二十七条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十五条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十七条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十六条及び第二十七条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。	

(事業所内保育事業)

利用定員の設定	参酌すべき基準	<p>事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、その他の乳児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の利用定員について、次の表の上欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の利用定員を設けなくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="600 948 1630 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 948 1115 978">利用定員数</th> <th data-bbox="1115 948 1630 978">その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="600 978 1115 1008">一人以上五人以下</td><td data-bbox="1115 978 1630 1008">一人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1008 1115 1038">六人以上七人以下</td><td data-bbox="1115 1008 1630 1038">二人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1038 1115 1069">八人以上十人以下</td><td data-bbox="1115 1038 1630 1069">三人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1069 1115 1099">十一人以上十五人以下</td><td data-bbox="1115 1069 1630 1099">四人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1099 1115 1129">十六人以上二十人以下</td><td data-bbox="1115 1099 1630 1129">五人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1129 1115 1160">二十人以上二十五人以下</td><td data-bbox="1115 1129 1630 1160">六人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1160 1115 1190">二十六人以上三十人以下</td><td data-bbox="1115 1160 1630 1190">七人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1190 1115 1220">三十一人以上四十人以下</td><td data-bbox="1115 1190 1630 1220">十人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1220 1115 1251">四十一人以上五十人以下</td><td data-bbox="1115 1220 1630 1251">十二人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1251 1115 1281">五十一人以上六十人以下</td><td data-bbox="1115 1251 1630 1281">十五人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1281 1115 1311">六十一人以上七十人以下</td><td data-bbox="1115 1281 1630 1311">二十人</td></tr> <tr><td data-bbox="600 1311 1115 1342">七十一人以上</td><td data-bbox="1115 1311 1630 1342">二十人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	一人以上五人以下	一人	六人以上七人以下	二人	八人以上十人以下	三人	十一人以上十五人以下	四人	十六人以上二十人以下	五人	二十人以上二十五人以下	六人	二十六人以上三十人以下	七人	三十一人以上四十人以下	十人	四十一人以上五十人以下	十二人	五十一人以上六十人以下	十五人	六十一人以上七十人以下	二十人	七十一人以上	二十人	
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
一人以上五人以下	一人																												
六人以上七人以下	二人																												
八人以上十人以下	三人																												
十一人以上十五人以下	四人																												
十六人以上二十人以下	五人																												
二十人以上二十五人以下	六人																												
二十六人以上三十人以下	七人																												
三十一人以上四十人以下	十人																												
四十一人以上五十人以下	十二人																												
五十一人以上六十人以下	十五人																												
六十一人以上七十人以下	二十人																												
七十一人以上	二十人																												
設備の基準	従うべき基準	事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十六条及び第四十七条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。																											

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

従うべき基準	一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。)及び便所を設けること。	
参酌すべき基準	二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。	
参酌すべき基準	三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	
参酌すべき基準	四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	
従うべき基準	五 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上の児童を受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。	
参酌すべき基準	六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	
参酌すべき基準	七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	
職員 従うべき基準	保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十七条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

	従うべき基準	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>	
	従うべき基準	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	
連携施設にかかる特例	従うべき基準	<p>保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第七条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	
準用	従うべき基準	<p>第二十五条から第二十七条まで及び第二十九条第一項第七号の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十五条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第四十七条において準用する次条及び第二十七条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第二十六条及び第二十七条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、第二十九条第一項第七号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理室」とする。</p>	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

職員	従うべき基準	事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十七条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	
	従うべき基準	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	
	従うべき基準	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	
準用	従うべき基準	第二十五条から第二十七条まで及び第二十九条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十五条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十七条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第四十九条において準用する次条及び第二十七条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第二十六条及び第二十七条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十九条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一項第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四十九条において準用する第四号において同じ。)」と、同条第一項第四号中「次号」とあるのは「第四十九条において準用する次号」とする。	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(附則)

施行期日	参酌すべき基準	この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。	
食事の提供に関する経過措置	従うべき基準	この条例の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十六条、第二十三条第一項第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十四条第一項(調理員に係る部分に限る。)、第二十九条第一項第一号(調理設備に係る部分に限る。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十三条及び第四十九条において準用する場合を含む。)(第三十三条及び第四十九条において準用する場合を含む。)、第三十条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十二条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十四条第一項第一号(調理設備に係る部分に限る。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十五条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十四条第一項第一号(調理室に係る部分に限る。))及び第五号(調理室に係る部分に限る。))第四十五条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第四十八条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。	
連携施設に関する経過措置	従うべき基準	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第一項第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第七条第一項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	
小規模保育事業B型に関する経過措置	従うべき基準	第三十二条及び第四十八条の規定の適用については、第二十四条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十二条第一項及び第四十八条第一項に規定する保育従事者とみなす。	
利用定員に関する経過措置	従うべき基準	小規模保育事業C型にあっては、第三十六条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。	